

第7章 分割手続

1 医療法人の分割の種類

「分割」とは、法定の手続によって行われる医療法人相互間の契約であり、当事者たる医療法人が事業に関して有する権利義務の全部又は一部が他の存続する医療法人又は新設の医療法人に移転する効果を持つものです。

(1) 吸収分割

吸収分割は、医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の医療法人に承継させるものをいいます。…………… 法第60条

(2) 新設分割

新設分割は、1又は2以上の医療法人がする分割であって、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割に伴い新設する医療法人に承継させるものをいいます。…………… 法第61条

2 分割制度の対象法人

社会医療法人、特定医療法人、持分の定めのある医療法人及び法第42条の3第1項の規定による実施計画の認定を受けた医療法人は、分割制度の対象とすることができません。

3 分割の手続

(1) 吸収分割契約の締結又は新設分割計画の作成

医療法人が吸収分割をする場合には、吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人との間で、吸収分割契約を締結しなければなりません。

また、新設分割をする場合には、新設分割計画を作成しなければなりません。

…………… 法第60条、法第61条

(2) 社員総会、理事会の決議

社団たる医療法人にあつては、吸収分割契約又は新設分割計画について、当該医療法人の総社員の同意を得なければなりません。財団たる医療法人にあつては、寄附行為に吸収分割又は新設分割をすることができる旨の定めがある場合に限り、吸収分割又は新設分割をすることができ、吸収分割契約又は新設分割計画について、理事の3分の2以上の同意を得なければなりません。…………… 法第60条の3、法第61条の3

(3) 都知事の認可

吸収分割又は新設分割は、吸収分割医療法人、吸収分割承継医療法人又は新設分割医療法人、新設分割設立医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事（主たる事務所の所在地が二以上の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、主たる事務所の所在地の全ての都道府県知事）の認可を受けなければ、その効力は生じません。

また、都道府県知事は、当該認可をし、又は認可をしない処分をするにあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければなりません。

… 法第60条の3、法第61条の3

(4) 債権者保護手続

分割の認可があったときは、その認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければなりません。 …… 法第60条の4、法第61条の3

分割の認可の通知のあった日から2週間以内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。ただし、その期間は、2月を下ることができません。

…… 法第60条の5、法第61条の3

(5) 分割の効力の発生

吸収分割及び新設分割は、吸収分割承継医療法人又は新設分割設立医療法人が、その主たる事務所の所在地において登記令の定めるところにより登記をすることによって、その効力が生じます。 …… 法第60条の7、法第61条の5

4 分割認可申請（提出方法：紙媒体のみ）

(1) 分割認可申請手続

申請手続については、東京都公式ホームページ内の「医療法人設立、合併及び分割認可等に係る年間スケジュール」を確認してください。また、申請前に、必ず東京都に連絡をし、事前の相談をしてください。

(2) 吸収分割認可申請の必要書類

ア 吸収分割認可申請書

イ 吸収分割理由書

ウ 法第60条の3第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類（吸収分割することを

決議した社員総会又は理事会の議事録の写し(原本と相違ない旨の理事長の証明があること。))

エ 吸収分割契約書の写し

オ 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為

カ 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為

キ 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の仮申請時点で直近の仮申請時点で直近の財産目録及び貸借対照表

ク 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の吸収分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書

ケ 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書

コ 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

サ 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の勘定科目内訳明細書

シ 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

ス 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の吸収分割前及び吸収分割後の提出時点の役員名簿

(3) 新設分割認可申請の必要書類

ア 新設分割認可申請書

イ 新設分割理由書

ウ 第61条の3の3の手続を経たことを証する書類(新設分割することを決議した社員総会又は理事会の議事録の写し(原本と相違ない旨の理事長の証明があること。))

エ 新設分割計画の写し

オ 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為

カ 新設分割前の新設分割医療法人の定款又は寄附行為

キ 新設分割前の新設分割医療法人の仮申請時点で直近の財産目録及び貸借対照表

ク 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新設分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書

ケ 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書

及び履歴書

- コ 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- サ 新設分割医療法人の勘定科目内訳明細書
- シ 新設分割医療法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ス 新設分割医療法人の新設分割前及び新設分割後の提出時点の役員名簿
- セ 新設分割設立医療法人の提出時点の役員名簿